

## 【最新情報 6月号 トピックス一覧】

## \* 法務省・文部科学省

- ・平成25年版人権教育・啓発白書（6月18日）

## \* 文部科学省

- ・いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）（6月19日）
- ・いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）（6月20日）
- ・いじめ防止対策推進法の公布について（通知）（6月28日）

## \* 朝日新聞

- ・（記者有論）子どもの貧困 可能性の芽、摘まぬ社会に 中塚久美子（6月18日）
- ・文科省会議、いじめ自殺に「常設」の調査委を検討 都道府県ごと、素早く中立に（6月17日）
- ・子どもの貧困対策が成立 年内施行の見通し（6月19日）
- ・（天声人語）子どもの貧困対策法（6月20日）
- ・いじめ防止法案が成立 防止策や迅速調査、学校の義務に（6月21日）
- ・いじめ許さぬ学校に 対策法成立、遺族ら「一步前進」（6月22日）
- ・（スポーツTOPICS）部活動指導指針 体罰、地下に潜る懸念 抵触避け、陰湿化も（6月30日）

## \* 毎日新聞

- ・不登校:全国の小中学生11万超 ネット依存などの課題も（5月31日）
- ・いじめアンケート:小中生に 三木市内全員、保護者も対象 早期発見、解決へ /兵庫（5月31日）
- ・高校中退年5万人:転校に制度の壁「柔軟な対応を」（6月8日）
- ・障害者差別解消法:成立 障害者歓迎「理解深化きっかけに」 基準策定に課題も（6月20日）
- ・いじめ防止法案:子供本人からの相談 少なく（6月21日）
- ・いじめ:防止対策推進法成立 重大事案に報告義務（6月21日）
- ・社説:いじめ防止法 学校は真に変わるか（6月22日）
- ・いじめ防止対策推進法:成立 重大いじめ報告義務 調査に第三者（6月22日）

## \* 毎日小学生新聞

- ・ニュース交差点:政治 いじめ防止法が成立 国、自治体、学校、保護者が協力（6月24日）

## \* 読売新聞

- ・社説 いじめ防止法 着実な取り組みで子どもを守れ（6月26日）

## \* 衆議院サイト

- ・いじめ防止対策推進法案（全文掲載）

## \* 文部科学省

- いじめ防止対策推進法のあらまし（平成25年6月28日付け官報）（6月28日）

**\* 法務省・文部科学省**

・平成25年版人権教育・啓発白書（6月18日）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken129.html>

**\* 文部科学省**

・いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）（6月19日）

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337280.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337280.htm)

・いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）（6月20日）

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講ずること。
- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。

六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337282.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337282.htm)

・いじめ防止対策推進法の公布について（通知）（6月28日）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm)

#### \*朝日新聞

・文科省会議、いじめ自殺に「常設」の調査委を検討 都道府県ごと、素早く中立に（6月17日）

いじめや体罰などで子どもが自殺した場合に対応するため、文部科学省の専門家会議は、都道府県に「常設」の調査委員会を置く検討を始めた。子どもの自殺事案が起きた市区町村にメンバーを派遣し、実態調査を担う。

文科省は年度内にも、専門家会議が作成する新たなガイドラインを全国に通知する方針。採用するかどうかの最終判断は各都道府県や教委に委ねられる。

通常、いじめや体罰が疑われる自殺事案があると、市区町村の教育委員会が調査委を立ち上げ、委員を選ぶ。その際、「教委や学校に都合のいい結論を出すのでは」と遺族側が不安を抱いたり、対応に不慣れな教委が混乱し、調査が遅れたりする可能性もある。直接の利害関係がない都道府県が調査メンバーをあらかじめ決めておけば、人選に紛糾することなく事態に対応でき、調査の中立性も保てる。

検討しているのは、精神医学の専門家や教員ら10人でつくる「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」。大津市でいじめを受けた中2男子が自殺した問題などを踏まえ、調査委の常設について検討を始めた。メンバーには、弁護士や臨床心理士など複数の専門分野から人材を集める方向だ。研修会を定期的に関き、子どもの自殺をめぐる問題にふだんから理解を深めてもらう案も出ている。

同会議はこのほか、自殺予防教育のあり方を文章にまとめ、関係機関に配布することも検討している。（村上宣雄）

[http://digital.asahi.com/articles/TKY201306160418.html?ref=comkiji\\_txt\\_end\\_s\\_kjid\\_TKY201306160418](http://digital.asahi.com/articles/TKY201306160418.html?ref=comkiji_txt_end_s_kjid_TKY201306160418)

・（記者有論）子どもの貧困 可能性の芽、摘まぬ社会に 中塚久美子（6月18日）

18歳未満の子どもの14・2%が貧困家庭で暮らしているという深刻な「貧困率」を、政府が初めて公表して4年。ようやく子どもの貧困対策法が成立する見込みになった。

私がこの問題の取材を始めたのは、その前年の2008年だった。きっかけは、中高生の娘2人と、足の悪い母を養う大阪のシングルマザーの言葉だ。働いても、十分な教育費を出せないことに苦しんでいた。「はじめから子どもの芽を摘む社会ってどうなのでしょう」と問われた。同じ母親としてショックだった。

11年公表（10年調査）の最新データでは、収入から税金などを引いて実際に使える額の目安が、4人世帯で年250万円、2人なら177万円に満たない貧困世帯の子どもは、15・7%に増えた。

取材を通じて見えてきたのは、貧困は連鎖するということだ。公立中学生の学習費は10年度で46万円。低所得層には負担が大きい。生活保護を受ける母子家庭では、母の66%が中卒や高校中退、4割は自身も生活保護で育ったという調査がある。病気の親から働くよう頼まれて高校を諦めた子。親の暴力と貧しさで中退した子もいた。

必要なのは教育と就学前からの早期支援だ。法案も、貧困が引き継がれないよう、教育や生活の支援を掲げ、政府に大綱策定を義務づける。

地道な活動はすでにある。滋賀県守山市の生活保護担当課は、大学生らのボランティア団体の協力で無料学習教室を週1回開く。小学5年から高校1年まで7人が通う。全員が母子家庭。母は病気で働けないか、パート勤めだ。

今春、中学を卒業した男子生徒は通い始めた頃、教科書を広げるのも嫌そうだった。教室は学力向上より安心感を優先する。生徒は「兄姉」との雑談や就職活動の話に刺激を受けた。志望校に合格し、今も教室に通い続ける。

だが、肝心の学校の腰は重い。貧困家庭の子どもたちを支援する関西の団体は、子どもが通う中学校へ進路相談に行ったが、個人情報と理由に「塾と話さないのと同じで、あなたたちとも話さない」と断られた。福祉と教育の連携を急ぐべきだ。

また、就学前の親子の生活支援も重要になる。3年前、子どもの貧困撲滅を目指す法律をつくった英国は、若年出産者の子育てや就業の支援にも力を入れている。

大人になるまでの切れ目ない支援。長い期間のどこかで私たちもかかわっていきける。

（なかつかくみこ 大阪生活文化部）

[http://digital.asahi.com/articles/OSK201306170170.html?ref=comkiji\\_txt\\_end\\_s\\_kjid\\_OSK201306170170](http://digital.asahi.com/articles/OSK201306170170.html?ref=comkiji_txt_end_s_kjid_OSK201306170170)

#### ・子どもの貧困対策が成立 年内施行の見通し（6月19日）

親から子への「貧困の連鎖」を防ぐための対策を国の責務とする「子どもの貧困対策法」は19日、参院本会議で可決、成立した。対策を進める大綱づくりを政府に義務づけるのが柱で、年内に施行される見通し。政府は、専門家や支援者らの意見を聞いた上で大綱を策定する方針だ。

大綱には教育や生活支援、保護者への就労支援などのほか、「子どもの貧困率」や生活保護世帯の子どもの高校進学率などの指標の改善策も盛り込む。

また、厚生年金基金を解散させる改正厚生年金法と、障害者差別解消法も成立した

<http://digital.asahi.com/articles/TKY201306190117.html?ref=reca>

・(天声人語) 子どもの貧困対策法 (6月20日)

英の文豪モームの長編『人間の絆』は、一人の青年の成長と遍歴の物語である。作家は、登場人物にこんな言葉を吐かせている。「そこそこの収入がなければ、人生の半分の可能性とは縁が切れる」(行方昭夫訳)。貧乏は人に屈辱をなめさせ、いわば翼をもぎ取ってしまう、と▼その言葉を日本の子どもたちにも重ねてみたい。子ども時代の貧困が可能性を狭めてしまうのは、各種の調査で明らかだ。この国では今、18歳未満の7人に1人が「貧困」とされる水準で生活をしている▼とりわけ1人親の世帯は5割強が貧困状態とされる。学ぶ希望を奪われる子は少なくない。そして親から子への貧困の連鎖となる。悲しい鎖を断ち切るべく、一つの法律がきのう成立した▼「子どもの貧困対策法」と呼び名は堅いが、親を亡くすなどして実際に苦労をした学生たちの熱意が実った。集会を開き、デモで訴え、国会で意見を述べた。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されない。そんな理念が法にこもる▼具体策はこれからになる。政府が大綱を作って定めるが、ここは造った仏にしっかり魂を入れてほしい。銀の匙(さじ)をくわえた世継ぎの多い政界である。想像力を欠かぬようお願いしたい▼ものの本によれば、「貧」という字は「貝」を「分」ける意味だという。貝は古代、貴重な財産とされた。そこからの想像だが、富をうまい具合に分配して、貧をなくしていく政治がほしい。可能性への切符を買う貝を、どの子の手にも握らせたい。

[http://digital.asahi.com/articles/TKY201306190734.html?ref=comkiji\\_txt\\_end\\_s\\_kjid\\_TKY201306190734](http://digital.asahi.com/articles/TKY201306190734.html?ref=comkiji_txt_end_s_kjid_TKY201306190734)

・いじめ防止法案が成立 防止策や迅速調査、学校の義務に (6月21日)

【岡雄一郎】いじめ防止対策推進法案が21日、参院本会議で可決、成立した。いじめ対策が法制化されるのは初めてで、今秋にも施行される。いじめの早期発見や防止のための組織設置などが学校に義務づけられる。一方、加害側への出席停止措置などについて、「防止につながらない」などの指摘もある。

法案は、自民、民主など6党が共同提出。「教育現場の意見が十分に反映されていない」などとして共産、社民両党は反対した。

条文では、いじめを「一定の人的関係にある他の子による心理的・物理的な影響を与える行為」とし、さらに「対象の子が心身の苦痛を感じているもの」と定義した。インターネットでの行為も含まれる。

小中学校や高校などは、複数の教職員やスクールカウンセラーらによる組織を置き、いじめ対策などを検討することが定められる。校内での相談窓口の設置やいじめに関する定期調査、道徳教育の充実なども決められた。

いじめがあった場合、学校は、速やかな事実確認▽被害側への支援▽加害側への指導・助言――を実施。犯罪のような行為は、警察への通報義務も定めた。子どもの生命が危ぶまれるような事例では、アンケートなどで迅速に調査し、結果を被害者側へ適切に提供する必要がある。

国会審議では、いじめた子に出席停止などの適用を規定した点をめぐり、「厳罰化ではいじめを防げない」とも指摘された。法案の提出議員は「学校の秩序維持と被害者の保護が目的で、厳罰ではない」と説明。子どもへの規範意識の指導を保護者の努力義務とした点については「家庭教育の自主性は尊重する」とした。

国会審議では付帯決議がつき、「いじめの対処について第三者の参加などで公平性・中立性を確保」「調査結果などを保護者と適切に情報共有」などに努めるよう、配慮が求められた。



#### ■いじめ防止対策推進法の骨子

・「いじめ」とは、「一定の人的関係にある他の子が行う心理的・物理的な影響を与える行為」であり、「対象の子が心身の苦痛を感じているもの」。

・保護者は、子どもへの規範意識の指導や学校などの取り組みへの協力に努める。家庭教育の自主性は尊重する。

・学校とその設置者は、道徳教育や体験学習の充実▽早期発見の措置▽相談態勢の整備――を図る。

・行政は、いじめ防止のための教員研修や人材確保などの措置をとる。

・複数の教職員やカウンセラーらによるいじめ防止対策の組織を学校に常設。

・いじめがあった場合、学校は、速やかな事実確認▽被害側への支援▽加害側への指導・助言▽重大な犯罪行為は警察への通報――などの措置をとる。

・いじめた子には懲戒や出席停止措置を適切にする。

[http://digital.asahi.com/articles/TKY201306210042.html?ref=comkiji\\_txt\\_end](http://digital.asahi.com/articles/TKY201306210042.html?ref=comkiji_txt_end)

#### ・いじめ許さぬ学校に 対策法成立、遺族ら「一歩前進」 (6月22日)

いじめ防止対策推進法案が21日、参院で可決、成立し、いじめ対策が初めて法制化された。遺族らは「前進」を評価しつつも、「法律でいじめがなくなるわけではない」と指摘。教育現場には継続的な取り組みが求められる。

「子どもたちのために、息子が命がけで作った法律だと思っています」

大津市でいじめを受けて自殺した中2男子(当時13)の父親は東京都内で記者会見し、時折、声を詰まらせながら思いを語った。

自殺から約1年8カ月。この間、いじめが社会問題として注目を集め、法制化の機運が高まった。

父親は「法律ができたからといって、すぐにいじめ問題が解決されるわけではない」と強調。涙をふきつつ「教師がいじめを発見することが大前提。今後も、どうすればいじめをなくすことができるのかを徹底して考え、子どもの命を守ってほしい」と訴えた。

「いじめで命を落とす子が一人もいなくなるまでこの法を見守り、問題があれば見直しを要望していく」

東京都品川区で昨年9月、いじめを受けて自殺した中1男子(当時12)の父は「法制化に一定の抑止効果はあるかもしれない」としながらも、「問題の本質は、教師の能力や気概

の方にあるのではないか。条文に書かれなかったことを『やらなくていい』と思われては困る」と語った。

いじめで自殺した子の遺族らでつくるNPO法人ジェントルハートプロジェクト（川崎市）の小森新一郎代表理事（56）は、参院の議場に足を運び、法成立の瞬間を見守った。「これでやっと、一つ前進かな」

1998年、高1だった一人娘を亡くした。以来15年間、「具体的な対策がとられてこなかった」という思いがあり、法制化は悲願だった。「形になったのは意義深く、評価したい」

ただ、こうも言った。

「いかに実のあるものにするかはこれからで、『選挙前のパフォーマンスでした』では困る」

#### ■現場に対応の徹底促す

「これを契機に、いじめは絶対に許されないという意識が広く共有され、関係者が一丸となって取り組むことを期待したい」。21日、下村博文文部科学相は会見でそう述べた。

同法の条文には、これまで繰り返しの必要性が指摘されてきた内容が少なくない。学校に義務づけられた、（1）相談窓口の整備（2）いじめの迅速な事実確認（3）重大な犯罪行為の警察への通報（4）被害者側への適切な情報提供――などは、いじめが社会問題化するたびに文科省が通知してきた。

学校に常設することになる、いじめ防止対策の組織は、既存の「生活指導部会」などで代替が可能。いじめの子への懲戒や出席停止措置も、学校教育法の規定を超える運用をせず、「厳罰化ではない」とされた。今秋の法施行後、教育現場で新たな取り組みが相次ぐわけではなく、基本動作が徹底されたと言える。

大津市の自殺問題など多くのケースで、学校や教育委員会の閉鎖性が問題視された。今回の法案も、国会で「専門家ら第三者の参加を図るよう努める」と付帯決議された。子どもの生命に関わるような重大事案については自治体への報告も定められ、「隠蔽（いんぺい）」から決別する覚悟が教育現場に求められている。

行政には、いじめ防止のための教員研修や人材確保などが義務づけられた。下村文科相も会見で「（教師が）よりきめ細かく、子どもと向かい合える環境作りを進めたい」と述べた。現場に基本動作の徹底を求める以上、それを可能にする環境整備が欠かせない。

#### ■法を育てる責任

教育評論家の尾木直樹さんの話 立法化された事実が社会へのメッセージになり、いじめをなくするという機運を後押しする。家庭教育に法律が口をはさむべきでなく、保護者に努力義務を課した点に不満は残る。だが、議員が動き、今国会で成立させたことは評価したい。現場の負担を考えると、教員の人的補強が必要だ。私たちには、この法律がどう運用されるのかを見守り、法を育てていく責任がある。

#### ■道徳の押しつけ

明治大の内藤朝雄准教授（社会学）の話 いじめは、学校という閉鎖空間で、密着した人間関係を強制され、一人ひとりが強く同調を求められる中で蔓延（まんえん）する。現在の

学級制度に手を加えるなど、閉ざされた生活環境の改善について、同法が全く触れていないのは致命的な問題だ。道徳の押しつけは、立場が上の者が下の者に心の在り方や生き方を強いる面もあり、効果があるか疑問だ。

■いじめ防止対策推進法の骨子

◆保護者は、子どもへの規範意識の指導や学校などの取り組みへの協力に努める

◆学校とその設置者は、道徳教育や体験学習の充実▽早期発見の措置▽相談態勢の整備――を図る

◆行政は、いじめ防止のための教員研修や人材確保などの措置をとる

◆複数の教職員やカウンセラーらによるいじめ防止対策の組織を学校に常設

◆いじめがあった場合、学校は、速やかな事実確認▽被害側への支援▽加害側への指導・助言▽重大な犯罪行為は警察への通報――などの措置をとる

◆いじめた子には懲戒や出席停止措置を適切にする

[http://digital.asahi.com/articles/TKY201306210812.html?ref=comkiji\\_txt\\_end\\_s\\_kjid\\_TKY201306210812](http://digital.asahi.com/articles/TKY201306210812.html?ref=comkiji_txt_end_s_kjid_TKY201306210812)

・（スポーツTOPICS）部活動指導指針 体罰、地下に潜る懸念 抵触避け、陰湿化も  
(6月30日)

文部科学省の有識者会議がつくった中学、高校の運動部活動の在り方に関するガイドラインの冊子が、今月中に順次、全ての中学、高校に配布されている。暴力を含め認められない指導と、認められる指導の具体例を示し、体罰容認につながる考え方も様々な要素から否定している。一方、体罰問題の本質的な解決には課題が多いという指摘もある。

ガイドラインでは「学校教育法で禁止される体罰を、厳しい指導として正当化する認識が指導者にあるとしたら、それは誤り」とうたう。スポーツ界では、時に体罰が必要で、そういう指導が熱心な指導という見方をする向きがあるが、それに釘を刺している。「生徒との間に信頼関係があれば体罰をしても許される、との認識は誤り」とも明記された。

「勝利を目指すことは自然だが、勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることがないように」と求めているのは勝利至上主義の否定だ。また、「指導者の感情により指導内容や方法が左右されないよう注意が必要」と、指導者こそが勝ちたがって熱くなっていると感じられる指導にダメ出しをしている。

一方、認められない指導の線引きをしたことで、暴力的な指導がガイドラインに抵触しない陰湿な形に転化する懸念が指摘される。

元プロ野球選手で体罰撲滅を訴える桑田真澄氏は10日、文科省の「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議」のヒアリングで、米国の若い世代の野球でみた例を紹介した。ある監督が、2死二塁というバントがあり得ない状況を含め、特定の選手に4打席全てでバントさせていたという。桑田氏は「その選手を嫌いなのだろう。殴れないので、そうやっていじめている。形を変えたものに気をつけなければいけない」と話した。（中小路徹）

■指導方法を学ばせる取り組み必要



＜部活動研究に詳しい西島央・首都大学東京准教授（教育社会学）の話＞ ガイドライン設定で、目に見える体罰は一時的には減るだろう。しかし、いわば良い体罰と悪い体罰を線引きしただけなので、本質的な問題の解決にはならない。

文部科学省は学校教育の一環としての部活動の位置づけを、きちんとしてこなかった。部活動指導について教員の養成、研修で学ばせる機会も確保しなかった。体罰は部活動指導を教員個々に頼り、部活動に生徒指導を兼ねることも期待した結果に生じたものだ。

部活動を制度的にどう位置づけ、教師の部活動指導を組織的にどう支え、指導方法を学ぶ機会をどうつくり、生徒指導と部活動をどう分けていくか。体罰根絶にはこれらに取り組む必要がある。

#### ■ ガイドラインで示された例

##### 【許されない指導】

- ・ 殴る、蹴る
- ・ 長時間の無意味な正座や直立
- ・ 熱中症を起こすかもしれない状況での水を飲ませない長時間ランニング
- ・ 柔道で生徒が受け身ができないように投げ、参ったと意思表示しているのに攻め続ける
- ・ 防具で守られていない特定の部位への攻撃
- ・ パワー・ハラスメント
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ 身体や容姿、人格を否定する発言
- ・ 特定の生徒への独善的な肉体的、精神的負荷

##### 【許される指導】

- ・ バレーボールで、技能向上法であることを理解させ、様々な角度からのレシーブを反復する
- ・ 柔道で初心者を受け身を反復させる。練習に遅れてきた生徒に、受け身練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる
- ・ 野球の試合でスクイズを失敗した翌日、1点の重要性を理解させるためスクイズ練習を中心にする
- ・ 負けた試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせる
- ・ 試合中、危険な反則を繰り返す生徒を退場させ、試合後に残して説諭する
- ・ 遅刻を繰り返し、計画通りに練習しない生徒を試合に出さず、見学させる
- ・ 生徒が反抗して指導者の足を蹴ったため、背後に回ってきつく押さえる
- ・ 練習中に危険な行為をした生徒を別の場所で指導しようとしたが、指示に従わないため腕を引っ張る
- ・ 試合中に相手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を押さえつける

[http://digital.asahi.com/articles/TKY201306290431.html?ref=comkiji\\_txt\\_end\\_s\\_kjid\\_TKY201306290431](http://digital.asahi.com/articles/TKY201306290431.html?ref=comkiji_txt_end_s_kjid_TKY201306290431)

**\* 毎日新聞****・不登校:全国の小中学生11万超 ネット依存などの課題も (5月31日)**

文部科学省によると全国の不登校の小中学生数は11万7458人(2011年度)。01年度の13万8722人をピークに減少傾向にはあるものの、割合はほぼ横ばいだ。

スクールカウンセラーの配置が進み、東京都のチャレンジスクールや大阪府のクリエイティブスクールなど昼間も学べる定時制高校も各地に誕生。不登校の子どもを取り巻く環境は改善されているように見えるが、専門家によればインターネットやスマートフォン(多機能携帯電話)の普及でネット依存症に陥り、小学校低学年から不登校となるなど新たな課題も浮かんでいるという。

いじめや不登校などの問題に詳しい兵庫県立大の竹内和雄准教授は「不登校の問題を解決するには教師や保護者が子どもの本音をしっかりと聞き、不登校の原因を取り除く努力をすべきだ」と指摘している。

<http://mainichi.jp/select/news/20130531k0000e040244000c.html>

**・いじめアンケ:小中生に 三木市内全員、保護者も対象 早期発見、解決へ /兵庫 (5月31日)**

三木市は6月、市内の全小中学生約6200人とその保護者を対象に「いじめ」についてのアンケートを実施する。早期にいじめを発見し解決につなげる全市的な取り組みで、市は「保護者も対象にすることで対応のニーズを把握したい」としている。

アンケートは学校で児童・生徒に配り、市が今年4月に開設した「子どもいじめ防止センター」に郵送してもらう方式で回収する。

回答してもらうのはいずれも今年4月以降の内容で、児童・生徒に対しては、周囲や自身に対するいじめがあるか▽いじめの具体的な内容▽いじめを受けた際に相談する人がいるか—などを聞く。一方、保護者には、自身の子どもについて、いじめの被害者か加害者になったことがあるか▽不安になっていること▽いじめに遭った際の相談先—などを答えてもらう。いずれも回答は匿名だが、同センターで相談を希望する人のために、名前や住所、電話番号を書く欄も設ける。

集計結果は8月中旬ごろに広報紙やホームページで公表する予定。【駒崎秀樹】

<http://mainichi.jp/area/hyogo/news/20130531dd1k28100329000c.html>

**・高校中退年5万人:転校に制度の壁「柔軟な対応を」 (6月8日)**

高校進学率が98%(2012年度)に達する中、入学した高校を中退する生徒は年に5万人を超える。学業や学校への不適応が主な理由だ。意欲があっても学校になじめない場合「転校」を考えがちだが、多くの自治体は、保護者の転勤がなければ原則、認めていない。東京都立高は転勤と関係なく転校可能な補欠募集制度があるが、全国的に珍しい。支援団体は「中退者を減らすため、自治体は柔軟に転校を認める制度を」と訴えている。【水戸健一】

文部科学省によると、11年度の高校中退者は5万3869人。理由は学校生活や学業不適応が多い。全体に占める割合は39%で、調査を始めた1982年度(19%)に比べ、この30年で倍増した。

「人間関係がうまく保てない」(3706人)、「学校の雰囲気合わない」(2846人)と話す生徒も多く、不登校や中退に悩む高校生を支えるNPO法人「高卒支援会」(東京都)の杉浦孝宣(たかのぶ)代表(53)は「学ぶ意欲があるが、中退に追い込まれる生徒も少なくない」とみる。

支援会が12年に受けた相談は295件。生徒間や部活でトラブルがあり、別の学校に通いたいという声が多かった。ところが、多くの自治体は、いじめなどの特別な理由を除き、保護者の転勤（転居）がなければ転校を認めていない。学習進度の違いも転校のハードルを高くしている。「柔軟に学校を移れないことが、中退増につながっている」と杉浦代表は指摘する。

支援会が注目する制度が都立高の補欠募集だ。都内でアルバイトをしていれば、都内在住でなくても、受験可能で、各高校が学期の節目に出願を受け付ける。高校に在籍しながら受験でき、合格すれば同学年に編入できる。都教育委員会によると、試験は各校が英語、国語、数学の3教科で実施し、面接もある。今年3月の補欠募集（全日制）の定員は174校で2995人。166人が受験し、73人が合格した。

<http://mainichi.jp/select/news/20130608k0000e040213000c.html>

### ・障害者差別解消法:成立 障害者歓迎「理解深化きっかけに」 基準策定に課題も（6月20日）

障害を理由にした不当な差別的取り扱いを禁ずる障害者差別解消法が19日成立した。1990年代に米国で同種の法律が施行された後、日本でも必要とする議論が長年あり、関係者にとっては待ちわびた法制定となった。公共機関だけでなく、民間企業にも差別解消のための「合理的配慮」を求める内容だが、何が差別に当たるのか、合理的な配慮とは何かの基準策定が、2016年4月の施行までの国の重要課題として残っている。

「差別は相手に対する無理解から始まる。理解が深まるきっかけにしてほしい」。生まれつき肛門のない「鎖肛（さこう）」のため生後直後に人工肛門の手術をした清水辰馬さん（61）＝奈良県斑鳩（いかるが）町＝は、法成立に声を弾ませた。

小中学生時代、腹部に布を巻いて通学したが、便で服まで汚れてしまうこともあった。いじめられ、囲まれて殴られたこともある。腹部を蹴られると命が危うい。地面にうずくまり、耐え続けた。

会社勤めなどを経て一昨年、障害者差別禁止条例の制定を求める市民組織の役員として奔走。政権交代で新法制定機運が遠のいたのでは、と感じることもあったが、実態把握のため差別体験の聞き取りなどを続けた。

19日成立した新法は、公共機関と民間事業者に対し、過重負担にならない限り、障害者の性別や年齢、障害の状態に応じた「合理的な配慮」を行うよう求めた。ただ、条文に差別の具体的定義はなく、今後3年間で各省庁が定めるガイドラインが実生活に大きく関わることになる。

「家族経営の店にすぐエレベーターをつけろと言えない。事業者の規模や種別で線を細かく引くのは難しい」（経済産業省産業人材政策室）など、担当者からは、困難な道のりを予想する声も出ている。施行後3年で見直すことが定められており、民間事業者に関し「努力義務」にとどめたことも、見直しの焦点となる可能性が高い。

それでも誕生した新法に障害者団体の期待は熱い。清水さんは「差別の悩みを訴えても行政窓口で十分聞いてもらえなかった人は多い。今後も法運用に必要な体制作りを訴えていきたい」と話した。【野倉恵】

<http://mainichi.jp/select/news/20130620ddm012010083000c.html>

**・いじめ防止法案:子供本人からの相談 少なく (6月21日)**

いじめ防止対策推進法成立のきっかけとなった大津市では、今年4月にいじめ防止条例が施行され、市長直轄の相談窓口「いじめ対策推進室」や、常設の第三者委員会を設置するなど独自のいじめ対策をスタートさせた。

同推進室には4、5月で計53件のいじめ関連の相談が寄せられた。深刻な事例については第三者委が調査・助言している。更に、いじめの疑いがある事案を把握して24時間以内に市教委に伝える「いじめ対策担当教員」を市内の小中学校53校に配置。4、5月に計131件の報告を受けた。ある市立中の担当教員は「教員が1人で問題を抱え込むのではなく、校内で連携して解決しようというオープンな雰囲気」ができた。各教員の意識も高く、小さいいじめの芽にもよく気付いてくれる」と話す。

ただ、同推進室が把握するいじめや不登校などの相談のほぼ9割は保護者からで、子供本人からの相談はまだ少ないのが現状だ。15日に同市であった市民フォーラムでは、NPO法人マイペースプロジェクト(同市)の小梯泰明(こばし・ひろあき)理事長が「相談さえできない多くの子をどう救うかが課題だ」と、子供との信頼関係を築く難しさを指摘した。

ある市立中学校長は「法成立で、国民全体にいじめ防止の機運が高まるのはいいこと。ただ法の有無にかかわらず、私たちがすべきは子供を注意深く見守ることであるのは変わらない」と話している。【石川勝義、村松洋】

<http://mainichi.jp/select/news/20130621k0000e040185000c.html>

**・いじめ:防止対策推進法成立 重大事案に報告義務 (6月21日)**

与野党の議員立法によるいじめ防止対策推進法が、21日の参院本会議で可決、成立した。2011年の大津市の中2男子自殺など、深刻ないじめの状況を受けた措置。子供の生命や心身に深刻な被害が及ぶ重大事態について、学校は自治体の首長などに報告する責務を負い、自治体は必要に応じて調査機関を設置する。国と学校に基本方針の作成を義務付け、各学校には教職員や心理・福祉の専門家などによる組織を常設する。また、公平性を確保するため、いじめ防止のための組織や調査委員会には、専門家などの第三者を入れる。

同法は、いじめについて、同じ学校に通うなど一定の人間関係がある児童生徒による、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット含む)で、対象となった児童生徒が苦痛を感じているもの、と定義。小中高校と高等専門学校を対象とし、いじめ防止と事態の調査・対応について、学校、自治体、国の責務を明記した。適切な早期対応につなげるため、警察や児童相談所、法務局など関係機関との連携推進も盛り込んだ。

同法を巡っては、今年4月に民主など野党案が、5月に自民・公明の与党案がそれぞれ国会に提出され、一本化の協議が続いてきた。成立した法は与党案をベースとし、インターネットでのいじめへの具体的対処法など、野党案の内容が加えられた。

また、いじめで自殺した子供の遺族らの要望も反映。この日に先立つ衆参両院の各委員会では、いじめ防止のために設置する各組織や重大事案発生後の調査委員会などに、専門知識や経験を持つ第三者を参加させて公平性・中立性を担保する運用方針が、付帯決議で確認された。

下村博文文部科学相は21日、本会議に先立つ閣議後の記者会見で「各党に感謝したい。文科省としても速やかに基本方針を策定する」と述べた。【福田隆】

<http://mainichi.jp/select/news/20130621k0000e040167000c.html>

・社説:いじめ防止法 学校は真に変わるか (6月22日)

いじめ防止対策推進法が成立した。いじめは個別の特異な現象ではない。誰にでも、どこにでも起きることと改めて肝に銘じ、取り組みを学校教育の活性化にも生かしたい。

大津市の男子中学生の自殺など、学校現場で深刻ないじめと、その救済機能が十分働かない実態が相次いで明らかになり、対策が法制化されることになった。

重大ないじめは学校から自治体首長らへの報告を義務づける。学校は調査組織や相談体制を整え、法務局や警察とも連携する。調査には第三者の目を入れる。いじめた子には必要に応じて出席停止処分もする。

こうしたことなどを挙げ、被害者の救済と教育を受ける権利の保障の視点から、学校、教育委員会、自治体、国などの責任の明確化と速やかな対処を強調する。

ただ、いうまでもないが、この法がなかったから過去いじめ問題が相次いだというわけではない。

これまでのいじめ、あるいは体罰問題では、見て見ぬふりや、悪ふざけ程度にしかとらえない安易なきめつけ、あるいはマイナス評価を恐れての隠蔽(いんぺい)など、制度以前に問われる過ちが各地で表面化した。

一方、懸命に取り組む教員が要員不足や多忙事務にもはさまれて、孤立無援の状況に陥ることもある。

隠蔽の場合、よく指摘されるのは「物言えぬ風土」という背景だ。

法は学校に遅滞ない報告を義務づけるほか、いじめが起きても後の対処を「適正に評価」するとして報告を促す。

だが、隠蔽的な体質はいじめに限定されて出るものではない。

それは、学校運営のさまざまな面で、コミュニケーションや連携がうまくとれていないことの表れではないか。そうした視点も持ちたい。

いじめ問題に取り組む、改善していくことは、学校教育全体のありようを考えさせることにもなる。

たとえば信頼関係だ。被害に苦しんでいた、傍観者である自分に悩んでいた、児童・生徒。その様子を見抜き、相談を受けてきちんと実情を聞き取るには、制度の前にふだんの信頼関係が必要だ。被害、加害双方の側の保護者との関係でも同様だろう。

こうした法や制度の本来の主眼は、総がかりで問題に当たる姿勢や仕組みでいじめを未然に防ぎ、初期に芽をつむことにある。

文部科学省は今後、法に基づき「いじめ防止基本方針」を定め、地方自治体はこれを参考に「地方いじめ防止基本方針」を定める。

細々とした規定より、取り組みやすい現場の態勢づくり、協力や情報共有の仕組みづくりにまず力点を置くべきではないか。

<http://mainichi.jp/select/news/20130622ddm005070062000c.html>

・いじめ防止対策推進法:成立 重大いじめ報告義務 調査に第三者 (6月22日)

いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を定めた「いじめ防止対策推進法」が、21日の参院本会議で可決、成立した。2011年の大津市の中2男子自殺など、深刻ないじめの状況を受け、

与野党による議員立法で実現した。深刻な被害が及ぶ重大事態について学校や自治体に調査と報告を義務付け、各学校に教職員や心理・福祉の専門家による組織を常設する。今秋に施行される。

同法は、小中高校と高等専門学校が対象。学校だけで課題を抱え込まないよう、警察、児童相談所、法務局など関係機関との連携を強く促している。また、インターネットでのいじめへの具体的対処法も盛り込まれた。

下村博文文部科学相は21日、本会議に先立つ閣議後の記者会見で「速やかに基本方針を策定し、目に見えていじめの数が減るよう取り組みたい」と述べた。

同法を巡っては、与野党協議が難航。条文に盛り込めなかった部分は、衆参両院の各委員会での付帯決議や政府答弁で補強した。いじめで自殺した子供の保護者からの要請などを反映し、子供の生命や財産に関わる重大事案発生後の調査委員会など各組織に専門知識を持つ第三者を参加させ、公平性・中立性を確保した。【福田隆】

#### ◇現場にどう反映されるか 滝川自殺小6親族が不信感

「法律の中身は素晴らしい。だけど、これまで市教委や道教委に散々振り回されたから、法律が現場の指導に反映されるか、すぐに信じ切れない」。いじめを苦に自殺を図り2006年に死亡した北海道滝川市の小学6年、松木友音（ともね）さん（当時12歳）の親族、木幡（こはた）幸雄さん（65）は、いじめ防止対策推進法の成立をそう受け止める。

遺書には「とても悲しくて苦しくて、たえられませんでした」とつぶられていたが、市教委は当初、遺書の内容を「友人関係の好き嫌いを表現したもの」としていじめを否定。遺族は市と道を相手に提訴し、札幌地裁は10年3月「担任教諭に過失がある」と和解調書で異例の事実認定をしたうえで和解が成立した。

「担任教諭から本当のことを聞きたい」との一心で提訴したが、教諭らは訴訟で「覚えていない」などと繰り返した。「いじめによって重い事態が起きることは、今後も残念ながらあると思う。その時に学校や行政は逃げずに対応できるか。しっかり見守りたい」【伊藤直孝】

<http://mainichi.jp/area/hokkaido/news/20130622ddr041010005000c.html>

#### \* 毎日小学生新聞

・ニュース交差点:政治 いじめ防止法が成立 国、自治体、学校、保護者が協力 (6月24日)

国や自治体、学校、保護者が協力していじめ防止にあたるための「いじめ防止対策推進法」が、2

1日の参議院で可決、成立しました。

きっかけとなったのは2011年、滋賀県大津市の中学2年の男子生徒が、いじめを苦に自殺した問題

です。いじめ情報を公表しなかった学校、チェック機能を果たさなかった大津市教育委員会など、不適切

な対応が12年になって次々と明らかになりました。今回の法律では、学校はすぐにいじめの実態を調査

し、いじめを受けた児童や保護者に報告するとしています。

可決を受けて、大津市の男子生徒の父親（47）は、「学校や教委の隠ぺいや不適切な対応で二重に苦

しんでいる遺族もいる。法律の運用に問題があれば、即座に見直してほしい」と訴えました。

=====

## ■いじめ防止法のポイント

### ◇いじめとは

- ・「児童は、いじめを行ってはならない」とはっきり決めました。
- ・ことばで、相手に心の痛みを与えることも、いじめです。
- ・インターネットを使った場合も、いじめです。

### ◇学校などの取り組み

- ・学校ごとに「いじめ防止ガイドライン」を作ります。

- ・いじめがないか、定期的に調査をします。

- ・学校に、いじめ相談窓口を作ります。

### ◇いじめが分かったら

- ・学校は、いじめた児童を別の教室に変えることができます。

- ・教育委員会は、いじめた児童を出席停止にできます。

- ・犯罪行為や、重大な被害のおそれがある場合は、警察に通報します。

- ・いじめた児童が別の学校なら学校同士で協力して取り組みます。

### ◇重大事態の対策

- ・暴力を受けた、お金を要求された、不登校になったなどのケースを「重大事態」としました。

- ・学校は、対策チームを作り、すぐに聞き取り調査などで事実を調べます。

- ・学校は、分かった事実を、いじめを受けた児童と親に提供します。

## \* 読売新聞

- ・社説 いじめ防止法 着実な取り組みで子どもを守れ（6月26日）

法制化により、いじめ対策が一步前進したと言えよう。子供たちを苦しめている悪質ないじめの抑止につなげたい。

いじめ防止対策推進法が国会で成立した。今秋にも施行される。与野党がそれぞれ提出していた法案を一本化し、成立させたのは、対策強化が必要だという認識で一致したためだ。

新法は、自治体や学校に、いじめに関する相談窓口の設置や定期調査の実施などを求めた。学校ごとに複数の教師やスクールカウンセラーらで構成するいじめ対策組織も常設することで、継続的な取り組みを促した。

以前から指摘されてきた内容が多いとはいえ、法律に明記された意味は大きい。「いじめは絶対に許されない」という認識を社会全体で共有する契機とすべきだ。

無論、こうした対策だけで、問題が解決できるわけではない。

大津市のいじめ自殺事件で息子を失った父親は「教師がいじめを発見できなければ、法律の効果は発揮されない」と訴えている。

すべての教師が、子供一人ひとりに目を配り、いじめの兆候を見逃さないことが大切だ。

新法は、インターネット上の中傷もいじめと定義づけた。掲示板への書き込みやなりすましメールによる嫌がらせは陰湿で、子供に与える心理的なダメージが大きいのに、実態が見えにくい。

国や自治体に対し、ネット上のいじめを監視する民間団体への支援といった体制整備を求めたのは適切だろう。

実名を挙げて誹謗中傷するのは名誉毀損などの違法行為にあたる。そのことも日頃から学校でしっかりと教えてもらいたい。

いじめ問題では、被害者である子供を守り抜くという視点が欠かせない。新法には、加害生徒に対する出席停止措置の活用が盛り込まれた。指導しても加害生徒に改善が見られない場合、学校は毅然とした姿勢を示すべきである。

家庭でのしつけを重視し、子供の規範意識を育むことを親の努力義務としたのも理解できる。

子供の生命にかかわる深刻ないじめが起きた時、教育委員会や学校がどう対応すべきかを示した点も注目される。原因究明の調査を行い、判明事実を被害生徒の保護者に伝えることを義務づけた。

度々、批判されてきた教育現場の閉鎖体質を変えねばならない。付帯決議にあるように、調査の際には学校側と利害関係のない第三者を参加させ、公平性を確保することが肝要である。

<http://www.yomiuri.co.jp/editorial/news/20130625-OYT1T01517.htm>



## ・いじめ防止対策推進法案

### 目次

- 第一章 総則（第一条－第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条－第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条－第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条－第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条－第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

##### （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

#### 第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止

のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

#### 第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。



## 理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### \* 文部科学省

#### いじめ防止対策推進法のあらまし（平成25年6月28日付け官報）

◇いじめ防止対策推進法（法律第七十一号）（文部科学省）

#### 1 総則

##### （一） 目的

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とすることとした。

（第一条関係）

##### （二） 定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。（第二条関係）

##### （三） 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこととした。（第三条関係）

##### （四） いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならないこととした。（第四条関係）

#### 2 いじめ防止基本方針等

##### （一） いじめ防止基本方針

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることとした。（第一一条関係）

##### （二） 地方いじめ防止基本方針

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるい

じめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることとした。（第一二条関係）

（三） 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとした。（第一三条関係）

（四） いじめ問題対策連絡協議会

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができることとした。（第一四条関係）

### 3 基本的施策

（一） 学校におけるいじめの防止

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならないこととした。（第一五条関係）

（二） いじめの早期発見のための措置

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずることとした。（第一六条関係）

### 4 いじめの防止等に関する措置

（一） 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこととした。（第二二条関係）

（二） いじめに対する措置（第二三条関係）

（1） 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとることとした。

（2） 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならないこととした。

### 5 重大事態への対処関係

（一） 学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととした。（第二八条関係）

(二) 重大事態が発生した場合には、学校の設置者等は、(一)の調査の結果について調査を行うことができることとしたとともに、その調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることとした。(第二九条～第三三条関係)

## 6 雑則

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにしなければならないこととした。(第三四条関係)

## 7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337227.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337227.htm)